

令和8年度 第1回広島県特別職報酬等審議会

日 時：令和8年10月1日 13:00～

場 所：県庁北館2階 第2会議室

出席委員：大野委員、小田委員、門脇委員、妹尾委員、田房委員、松藤委員
岡嶋委員（web）、沖野委員（web）、山川委員（web）

議 題：特別職の報酬等の額を改定することについて

担当部署：総務局職員給与課 TEL：082-513-2242

会議の内容（議事録）

- 1 開会
- 2 知事あいさつ
- 3 会長の選任
委員の互選により、松藤委員を会長に選任
- 4 会長職務代理者の選任
会長の指名により、田房委員を選任
- 5 諮問
知事から会長へ諮問書を手交
- 6 議事
事務局から資料説明

【質疑応答】

（会長）

開催のスケジュールは3回を予定している。本日の第1回は、事務局から総括的な説明を受けて、その上で、審議会として改定を行うかどうか、こういった基準や根拠に改定を考えていくか、について合意を図っていく、ということが目的となる。

（委員）

資料8ページの、令和6年度、7年度で改定を行った都道府県と、4ページの特例的な減額措置を行っている都道府県に、重複しているところがあるが、改定を行って、その後どのような流れになっているのか。

(事務局)

近年改定を行っている都道府県において、削減措置も行っていることの方針についての質問かと思うが、特例的な削減措置については自治体の財政状況などの事情を勘案して、それぞれの自治体が特例的に措置しているものと考えている。

一方で条例上の額は、現在の物価上昇や賃上げの状況などの社会情勢を踏まえて、あるべき報酬の水準、現状に照らした妥当な報酬額を定める、という手続きを行っているものと考えている。

適切な報酬額を決めた上で、さらにその上で特例的にそれぞれの団体の状況を勘案して、報酬等を削減するかどうかということ、それぞれ別個のものとして決めているものと考えている。

(委員)

ここで報酬等を改定するということを決めたとしても、削減措置が行われることもあるのか。

(事務局)

本県の財政状況などを勘案して、本県として減額措置を行うということは、可能性としてないとは言えない。

(委員)

今回、知事の諮問を受けて答申をするが、資料の1ページをみると、答申内容を踏まえて条例改正案を提出する、とある。この審議会で答申されたことについては、知事においては一旦はそのまま県議会の方に提案をし、修正は入らない、ということか。

(事務局)

今回審議会で答申いただいたことについては、基本的には答申の内容を踏まえて、県として額をどうするかを決めていくことになるものと考えている。これまでの審議会においては、基本的には答申いただいた内容で報酬等の額を改定する、ということになっている。

(委員)

審議会で答申が決まり、それを踏まえて知事が条例を議会に提案し、議会において可決されたけれども、その上で「一旦は低い金額とする」という意思決定をして運用することも、ルール上はできるということか。

(事務局)

はい。これまで本県においても、特例的な減額措置を行う際には、そのための条例を県議会に提出して、可決された上で行っており、そのようなプロセスを経て減額措置を行うことは可能性としてはあり得る。

(委員)

減額も条例で定めたいえで行うのか。

(事務局)

そのとおりである。ただし、今回審議会に諮問させていただいたのは、特例的な減額の条例のことではなく、あくまでも現在条例で定めている報酬等の額についてであり、そのことについて審議をいただきたいと考えている。

(委員)

資料6 ページに、報酬等の減額措置の状況について記載されているが、平成25年7月から、知事については20%という大きな削減が行われている。これも財政状況によるもの、ということでよいのか、何か広島県で特殊な状況があったということか。

(事務局)

その当時については、私の記憶の範囲で申し上げますと、東日本大震災が平成23年に発生し、その復興に向けた予算を確保していくという中で、それだけで確保できるものではないが、大幅な公務員給与の削減という特例的な措置について、国の方からそのような話があった上での措置であったと記憶している。

(委員)

現在削減措置を行っている自治体における削減を行う理由としては、主に財政状況を考慮して実施している、という理解で良いか。東日本大震災のような特殊な事情によるものもあるとは思いますが、現在削減を行っている12の都道府県は広島県より規模の大きな自治体も多く、広島県と比較してどうなのか、ということもある。

(事務局)

個別の自治体の特例的な減額を行う理由について詳しくは承知はしていないが、一般的に言うと、それぞれの自治体の財政状況などを踏まえて決められており、自治体によっては首長の判断により減額を決定しているところもあるもの、と認識している。

(委員)

各自治体においてそれぞれ事情があるのであろう、という回答があったが、本県では現在、財政状況を踏まえても減額措置は行っていないという状況であるが、何を比較して額の大小を決めるかという、やはり財政状況や人口規模など含めて、他自治体の状況を見て並びを意識するところがある。そのような中で、広島県は12の自治体と比べて財政状況はどうか、その辺りをかいつまんで教えていただけるとありがたい。

(事務局)

現在の財政状況については、指標として、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を表す「標準財政規模」という数値があり、これについては、広島県は全国で第12位という位置になっている。それより上位の自治体は、上から東京都、大阪府、愛知県、神奈川県、北海道、埼玉県、千葉県、兵庫県、福岡県、静岡県、茨城県となっており、それに続いて本県が12番目という状況。

また、地方交付税法の規定で算出した「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除して得た数値の過去3年の平均値である「財政力指数」という指数があり、地方公共団体の財政力を表す指数であるが、広島県は全国で上から14番目というところで、先ほど挙げた自治体が上位に来ている、という財政の状況になっている。

(会長)

委員が言われた「何ををもって比較するのか」ということについて、次の会議までに資料を整えていただき、それをもって「改定を行うべきかどうか」というところを決めていく、ということになるのだろうと考えている。

押さえておきたいことについて質問するが、特別職の報酬額を決めるにあたって、基準とすべきものは何か定められているのか。

(事務局)

特別職の報酬を定める際に参考とするもの、について国の通知が出されており、この通知においては、消費者物価上昇率、一般職の職員の給与改定状況、過去の特別職の報酬等の改定状況、人口や財政規模が類似している他の都道府県の特別職の報酬等の額、以上4点を参考にすることとされている。

(会長)

次の会合までには、今の4点について、このような状況にあるという説明がある、という理解でよいか。

(事務局)

はい。参考にする、ということなので、それらを理解していただけるものを示すことを考えている。

(委員)

国の通知があるということだが、他に何らかの根拠となるものがあるか。前回の改定は平成 13 年であるが、参考にした法令があるのかどうかについてお聞きしたい。

(事務局)

特別職の報酬の改定にあたって、この通知のほかに参考にした法的な根拠があるか、ということであると思うが、それについては、先ほどの通知を踏まえることを基本に改定しており、他に根拠規定があるわけではない。

(委員)

その通知の内容を示してもらうことはできるのか。

(事務局)

本日は準備できていないので、改めて委員の皆様にお示しする。

(会長)

先ほどの 4 点について、しっかり示していただいて、もともとある通知というのはこういうことなんだ、ということをつかりやすく示して欲しい。

(委員)

削減措置の状況などもわかれば、資料をいただきたい。

(会長)

これまで各委員が発言されたことについて、次回の会議で資料あるいはデータとして提出される、という理解である。

(委員)

改定で増額しているが、削減措置で減額している自治体が、非常に気になる。

(会長)

そのような手法については、民間企業等とは考え方が大きく異なるところもあるので、委員の皆様も、理解が難しいことがあれば言って欲しい。

(委員)

福岡県議会や福山市議会の海外視察について報道されているが、議員1人1人の報酬水準と、広島県の今の人口規模、県域の広さ、予算規模などを比較して、県議会議員が極端に多くないのかどうか、ということを示していただきたい。ひとりひとりの報酬額は同じでも、例えば他県の1.5倍議員数が多い、ということであれば、人件費の総額は膨らむことになる。適正な水準である、ということを示していただけるのであれば示して欲しい。

多いか少ないか、適正かどうかを判断することは、他自治体と比較してそんなに遜色がないかどうか、ということ。

(事務局)

現在お示ししている他自治体と比較した順位ではなく、他の自治体の何と比較して適正と言えるかを示す、ということによいか。

(委員)

広島県議会議員が60名ほどいると思うが、例えば他県がその半分の30人だとしたら、広島県は議員数が多すぎるのではないか、あるいはその県が少なすぎるのではないか、という感覚になると思う。そのような近い水準感のところと比較するとどうなのか、ということ。

(事務局)

特別職総体、例えば議員なら議員数、全体で見たときの総人件費がどの程度かかっているか、という部分について他県と比較できるような資料、という理解によいか。

(委員)

そのとおり。そこまで極端な差はないとは思いますが、金額でもあるが、人数でもよい。

(事務局)

承知した。人数の比較だけでも、ということで、各自治体の議会の議員数などの資料があれば、お示ししたい。

(委員)

議員の業務についてチェックできているわけではないが、他県の議会と比較して勤務の日数などは同等なのか。

(事務局)

他自治体の議員との比較というところでは、手元に資料はないが、本県議会議員の県議会や委員会への出席状況については資料があるので、それもお示ししたい。

(委員)

報酬を考える上で業務量を理解しないといけないので、必要である。

(事務局)

現状の広島県議会の状況を口頭で説明させていただくと、令和7年度では、議員の県議会本会議への出席日数が1年間で71日、毎月定例的に行われている常任委員会への出席が11日、そのほか特別委員会への出席が6日ということで、合計で88日ということになる。これは議員1人あたりの平均の出席日数、ということでご理解いただければと思う。

(会長)

過去の改定の際には、何を基準としてきたのか伺う。

(事務局)

本県のこれまでの改定の際の基準については、昭和52年以降で8回の改定を行っており、このうちの5回で「一般職の職員の給与改定率を累積した率」を基準として改定を行っている。

(会長)

本県の基準についてはわかった。他の自治体では何か傾向があるか。

(事務局)

他自治体の状況については、先ほど申し上げた直近2年間で改定を行っている自治体のうち、本県と人口や財政の規模が類似している7団体をみると、「一般職の職員の中でも上位の階層にある管理職層の職員の給与改定の状況」を基準としているのが3団体、「一般職の職員全体の状況」を基準として改定しているのが2団体、その他の指標を参考としているところからが2団体、となっている。

(会長)

今の水準がどうなのか、ということを知ることは難しいが、財政の規模などが類似した自治体を参考にしていって、あるいは職務の階級を区切って参考にすると、など様々な考え方があるのだと思う。

(委員)

何をもって判断するかは難しく、これまでの議論の中でも皆さんいろいろと悩まれていると思うが、最も分かりやすいと思うのは、前回の改定の際の答申がどのような判断でその改定率に至ったのか、それを紐解き、その改定率を決めた理由がわかれば、と思うがどうか。

(事務局)

前回、平成13年改定の際の答申については、先ほど申し上げた「一般職の職員全体の給与改定率を累積した率」を参考にしているところである。そこに至った議論の経緯、経過というところについては、それ以前の改定において「一般職全体の給与改定率の累積した率」を参考に改定を行った事例が多かった、ということを踏まえて、従前と同様の考え方で改定を行うという結論に至ったものと考えている。

(委員)

一般職員の改定率との比較、ということが主要な参考指標となっているということで理解したが、一般職員の給与改定は、民間企業との比較であり、その比較する規模をどうするか、ということがある。あるいは「人材獲得のため」という視点もあり、特別職とは異なる基準で改定を行っているのではないかと思う。もちろん共通する部分もあるが、そのような中で前回の改定では、どのような落とし込みで結論に至ったのか、そのあたりが知りたい。

特別職と一般職を比較することは大事であり、国の通知にも一要素として記載されていることは理解したが、異なる部分もかなりあるということで聞かせてもらった。

(事務局)

前回の答申の結論に至った経緯、というところを詳細に確認して、お示しさせていただきたい。

(委員)

一県民としての思い、に近いものになるが、福岡県議会議長の問題などを見て、イメージはかなり良くない。私の住んでいる地区からも議員が選出されているが、「あいさつに来ているだけか」というような声を聴くこともある。日々暮らしていく中で、交通の問題など困りごとは多くある。議員は、困っている人の声を県に届けてくれているのか、と感ずることもある。

今回の資料を見て、広島県の特別職の報酬は思っているより高い水準なのだな、という感覚である。若者の人口の流出が多い、健康寿命が低位であるなど、広島県が上位、というイメージはなかった。

地元の議会では、自分の選んだ議員がどのような活動、質問をしているかをチェックすることを、一番身近な政治活動ということで行っている。困っている人の思いをわかって欲しい、と感じているところ。

(会長)

平成 13 年の改定の際の答申、平成 12 年 11 月 30 日に当時の藤田雄山知事に出された答申によると「4 年を超える間据え置かれていることから、改定を行う必要があると判断した。」とある。今回は 25 年据え置かれているわけで、それをどう考えるかというのは非常に難しい。先ほどの国の通知やその他の基準となるもの、また各委員の疑問点に対する資料を早急に準備していただき、それをもって考えていきたいと思う。

(委員)

一般職と特別職の格差はあるべきだと思うが、一般職については 2023 年度から 4 年続けて大きなプラス改定が行われており、一方特別職は 25 年間据え置かれたまま、ということであれば、双方の格差が縮まっているのではないかと思うが、そのあたりの推移がわかる資料があればありがたい。

(事務局)

承知した。準備をして、事前にお示ししたいと思う。一般的な職員の給与の平均月額が、どういう推移をたどっているかを示すものだと思うので、そのようなものを作成する。

(会長)

一点、別の視点で質問したいと思うが、報酬等の額を決める際には、近しい役職との比較という視点もあると思うが、そのことについての考え方はあるか。

(事務局)

資料の 9 ページに記載しているが、県の特別職の職責や県組織の中での立場というところを考えると、国の幹部職員である指定職の職員の給与の状況を参考にする、ということは一つの考え方としてあるのではないか、と思う。

(会長)

それ以外には、何かあるか。

(事務局)

先ほど、国の通知で考え方の方針が示されている、と説明させていただいたが、その4番目のところ、人口や財政の規模が類似している都道府県との比較や、自治体の規模、経済状況など、いわゆる県勢の全国順位との比較ということも、参考になるのではないかと考えている。

(委員)

次回会議の資料は事前に見せてもらえるのか。

(事務局)

資料については、事前にお示ししたいと思う。今回も、直前となったが送付させていただいた。事務局としてもなるべく早く資料を提供できるように努力する。

(会長)

何度も何度も回数を重ねていく、というものではないので、そのあたり事務局で詰めてもらい、委員の皆さんの意見もうかがいながら、第2回を開催できれば、と考えている。私からの要望ということでお願いする。

私の立場から申し上げますと、価格転嫁、賃上げは必要、ということである。最低賃金も先日決定されたところ。最低賃金は公的なもので拘束力があるものである。長期にわたりベースアップがない期間もあったが、2023年から潮目が変わっている。また、このタイミングで、広島市の職員が35年ぶりに3%を超える給与の引き上げとなる、という報道もあった。

このような状況の中で、特別職の報酬についてどう考えるのか、ということになるので、皆さんとデータや考え方を詰めたうえで、進めたいと思う。引き続き、よろしくお願いする。

それでは本日の議論を少しまとめさせていただく。

報酬等の改定を行う目安として

- ・ 一般職の職員の給与改定率
- ・ 管理職層の職員の給与改定率
- ・ 国の指定職職員の状況
- ・ 他の都道府県との比較

等がある、ということが確認できたのではないかと思います。そして何点か資料提供の要望があったので、それらの資料を含めて、検討の目安や材料にしていく、ということでご理解いただいた、ということによいか。

次回の会議に向けて、議論の基礎となるたたき台を事務局で作成してもらい、先ほどもあったように、なるべく早く皆さんに見ていただけるように配布をする、ということをお願いする。また、次回の審議を円滑に進めるために、皆様のご意見を事前に

伺わせていただきたいと考えているので、ご協力をお願いします。

それらを踏まえて、次回、第2回の議論を行っていきたい。

○ 次回の会議開催予定を、10月30日（金）10：30～とした。

7 閉会